

米原市議会議員活動支援システムタブレット端末運用基準

(目的)

第1条 この基準は、米原市議会基本条例（平成25年米原市条例第20号）に基づく議会改革を推進するため米原市議会議長（以下「議長」という。）が貸与したタブレット端末について、必要な事項を定めることを目的とする。

(遵守事項)

第2条 議員は、貸与されたタブレット端末を使用する場合は、議会の品位を重んじた良識ある使用を心がけるものとする。

2 議員は、貸与されたタブレット端末を市民との情報共有、会議、調査研究および事務連絡のため積極的な活用に努めるものとする。

(禁止事項)

第3条 議員は、会議等において貸与されたタブレット端末の使用に当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 会議等におけるメールの送信、ソーシャルメディアへの投稿および通話等の情報の外部発信

(2) 会議等に関係のないインターネットサイトの閲覧

(3) 会議等の内容の録音、写真撮影および動画撮影

(4) 会議等における操作音、電子音および振動音の鳴動

(5) 会議等における貸与されたタブレット端末以外の情報通信機器の使用

(6) その他、会議等に関係のない使用

2 議員は、貸与されたタブレット端末に外部機器を接続する際は、情報漏えいに十分注意するとともに、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 米原市議会および米原市において公開されていない情報ならびに個人情報を公開すること。

(2) 貸与された議員以外の者が使用および管理すること。

(3) 貸与されたタブレット端末のパスワードを開示すること。

(4) 貸与されたタブレット端末を第三者に貸与および譲渡すること。

(留意事項)

第4条 議員は、貸与されたタブレット端末の使用に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 貸与されたタブレット端末は、善良な管理のもと注意をもって取扱うこと。

(2) 議員は、貸与されたタブレット端末の画面が第三者の目に触れることがあるため、個人情報等が含まれる情報の表示には注意すること。

(3) 議員は、貸与されたタブレット端末内の情報を外部に送信する際は、個人情報の保護に留意するほか内容を十分に精査し、送信の可否を判断するとともに、不特定多数の者に情報が拡散することがないように注意すること。

(4) 紛失や破損等の不具合や事故が発生した場合は、様式第1号により議長へ報告すること。なお、貸与されたタブレット端末を紛失した場合は、当該端末の位置情報を議会事務局が把握することに同意したものとみなす。

(5) ウイルス感染または個人情報等の漏えいがあった場合は、様式第2号により速やかに議長に報告するとともに、必要な措置を講ずること。

(6) 貸与されたタブレット端末の貸与時の機能を損なわないよう維持管理に努めるとともに、改造や機能変更を行わないこと。

(7) 貸与されたタブレット端末で動画等の視聴をする場合は、データ通信量に負荷がかかるためWi-Fi接続での視聴に努めること。

(アプリケーションソフトの追加)

第5条 貸与されたタブレット端末に新たにアプリケーションソフト（以下「アプリ」という。）を追加する場合は、別表1の基準に従い様式第3号により事前に議長に申出るとする。

(使用の中止)

第6条 会議等において議長および委員長は、貸与されたタブレット端末の使用に際し、本基準に反する使用があるとき、その他議事に支障を及ぼすと判断したときは注意を促し、改善されない場合は、貸与されたタブレット端末の使用の中止を命ずることができる。

2 議員がその身分を失ったときは、貸与されたタブレット端末を速やかに議会事務局へ返還しなければならない。

(事務連絡)

第7条 議員および議会事務局の間の各種連絡は、貸与されたタブレット端末を介して行うものとする。ただし、文書によることが必要な場合はこの限りではない。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は議長が議会運営委員会の意見を聴いて定める。

付 則

この基準は、令和元年11月21日から施行する。

別表1 (第5条関係)

追加できるアプリ	議会活動に関するアプリで、調査研究に必要と認められるもの
追加できないアプリ	遊興を目的としたもの
	私的な利用を目的としたもの
	その他議員活動に関係の無いもの

